

鳥取市精霊送り事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市精霊送り事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う別表第1欄及び第2欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第3欄及び第4欄に定めるものとする。

- 2 補助事業者が消費税の課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年5月末日までにしなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げる事項に該当するもの以外のものとする。

- (1) 補助対象経費の3割を超える減額
- (2) 補助対象経費の増額
- (3) 間接補助事業の実施態様の大幅な変更

(概算払い)

第7条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定により概算払いすることができる。

(実績報告)

第8条 本補助金の実績報告は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過す

る日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）により、交付申請され、及び交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

1 補助対象事業	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率
精霊送り補助事業	鳥取市仏教会が毎年盂蘭盆会として開催する精霊送りの経費を補助する。	(1) 会場使用、会場設営等の経費 (2) その他市長があらかじめ承認した事業に要する経費	10/10

様式第 1 号（第 5 条、第 8 条関係）

鳥取市精霊送り事業補助金事業計画（報告）書

実 施 期 間	交付決定の日 から 年 月 日（ ）
事 業 内 容	
消費税の取り 扱い	〔一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特 定収入割合が 5 %を超えている公益法人 ・ 仕入控除税額が 明らかでない一般課税事業者〕
そ の 他	